

新『中之条町』 くらしのガイドブック (六合地区用)



目次

| | |
|----------------|----|
| ○合併後の住所表示 | 2 |
| ○新しい行政区画 | 2 |
| ○郵便番号 | 2 |
| ○電話番号 | 2 |
| ○住所変更等の証明 | 2 |
| ○合併に伴う住所変更手続き | 3 |
| ○本庁各課等と支所の主な業務 | 8 |
| ○届出・各種証明 | 9 |
| ○税金 | 12 |
| ○年金・保険 | 14 |
| ○保育・教育 | 17 |
| ○健康・福祉 | 18 |
| ○生活環境 | 21 |
| ○消防・交通 | 22 |
| ○町内の主な施設 | 23 |

平成22年3月

◆合併後の住所表示

平成22年3月28日の中之条町と六合村の合併により、六合村の住所表示が変わります。
中之条町は変更ありません。

| 合併前の住所 | 合併後の住所 |
|--------------------|---------------------|
| 吾妻郡 六合村 大字 赤岩 ○○番地 | 吾妻郡 中之条町 大字 赤岩 ○○番地 |
| 吾妻郡 六合村 大字 日影 ○○番地 | 吾妻郡 中之条町 大字 日影 ○○番地 |
| 吾妻郡 六合村 大字 入山 ○○番地 | 吾妻郡 中之条町 大字 入山 ○○番地 |
| 吾妻郡 六合村 大字 生須 ○○番地 | 吾妻郡 中之条町 大字 生須 ○○番地 |
| 吾妻郡 六合村 大字 太子 ○○番地 | 吾妻郡 中之条町 大字 太子 ○○番地 |
| 吾妻郡 六合村 大字 小雨 ○○番地 | 吾妻郡 中之条町 大字 小雨 ○○番地 |

◆新しい行政区画

| 区名 | 旧行政区名 | 区名 | 旧行政区名 | 区名 | 旧行政区名 | 区名 | 旧行政区名 |
|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 六合第一区 | 広池・高間 | 六合第六区 | 湯久保 | 六合第十一区 | 世立 | 六合第十六区 | 小倉・長平 |
| 六合第二区 | 赤岩 | 六合第七区 | 太子 | 六合第十二区 | 引沼・花敷 | 六合第十七区 | 田代原・熊倉 |
| 六合第三区 | 下沢 | 六合第八区 | 小雨・沼尾 | 六合第十三区 | 京塚 | | |
| 六合第四区 | 中組 | 六合第九区 | 生須・鍛冶坂 | 六合第十四区 | 和光原 | | |
| 六合第五区 | 八幡 | 六合第十区 | 梨木・品木 | 六合第十五区 | 根広 | | |

◆郵便番号

郵便番号は、合併に伴う変更はありません。

| 大字赤岩 | 大字日影 | 大字入山 | 大字生須 | 大字太子 | 大字小雨 | その他 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 377-1311 | 377-1312 | 377-1701 | 377-1702 | 377-1703 | 377-1704 | 377-1700 |

◆電話番号

電話番号は、合併に伴う変更はありません。

◆住所変更等の証明

各種手続きに必要な「合併に伴う住所等変更証明書」及び「合併に伴う所在地変更証明書」は、平成22年3月29日以降、本庁及び六合支所の窓口において、無料で発行します。

〈個人用〉

| 合併に伴う住所等変更証明書 | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 氏 名 | | ○ ○ ○ ○ | |
| 住所の表示 | 変更前 | 群馬県吾妻郡六合村大字 | 番地 |
| | 変更後 | 群馬県吾妻郡中之条町大字 | 番地 |
| 本籍の表示 | 変更前 | 群馬県吾妻郡六合村大字 | 番地 |
| | 変更後 | 群馬県吾妻郡中之条町大字 | 番地 |
| 住所等の変更日 | | 平成22年3月28日 | |
| <p>地方自治法第7条第1項及び同法第260条第1項の規定に基づき、上記のとおり住所等の変更があったことを証明します。</p> <p>平成22年3月29日</p> <p style="text-align: right;">中之条町長</p> | | | |

※参考様式

〈法人用〉

| 合併に伴う所在地変更証明書 | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 法人の名称 | | ○ ○ ○ ○ | |
| 所在地の表示 (住 所) | 変更前 | 群馬県吾妻郡六合村大字 | 番地 |
| | 変更後 | 群馬県吾妻郡中之条町大字 | 番地 |
| 住所等の変更日 | | 平成22年3月28日 | |
| <p>地方自治法第7条第1項及び同法第260条第1項の規定に基づき、上記のとおり所在地の変更があったことを証明します。</p> <p>平成22年3月29日</p> <p style="text-align: right;">中之条町長</p> | | | |

※参考様式

◆合併に伴う住所変更手続き

平成22年3月28日から住所表示が中之条町になります。

このことにより、官公署などで住所の変更手続きが必要になる場合がありますので、下記を参考にしてください。

I 町関係

| 項目 | 該当する方 | 手続きの 要不要 | 手続きの方法 | 問い合わせ先 | | |
|-----------------|--|---------------------------------|-------------------|---|--|--|
| 住所・戸籍 | 住民票 | | 不要 | 住所及び本籍地変更の手続きは必要ありません。職権で住所変更を行います。 | 本庁：町民生活課 支所：六合町民生活グループ | |
| | 戸籍及び附票 | | 不要 | | | |
| | 印鑑登録証 | 登録をされている方 | 不要 | | | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、印鑑登録証明書の申請で本庁及び支所にご来庁の際に、旧登録証と引き換えて更新します。 |
| | 外国人登録証 | | 不要 | | | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、本庁及び支所へご来庁の際に、変更の記載をします。 |
| 住民基本台帳カード | | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | | | |
| 年金 | 国民年金手帳(被保険者証) | 国民年金第1号被保険者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 本庁：町民生活課 支所：六合町民生活グループ | |
| | 老齢福祉年金 | 老齢福祉年金受給権者 | 不要 | | | |
| | 基礎年金 | 老齢基礎年金・障害者基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金の受給権者 | 不要 | | | |
| | 農業者年金 | 受給権者 | 不要 | | | 住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 国民健康保険 | 国民健康保険被保険者証(退職被保険者等を含む)及びその他の証書 | 被保険者証等をお持ちの方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。平成22年4月1日以降は平成22年3月中に送付する新しい被保険者証をお使いください。 | 本庁：町民生活課 支所：六合町民生活グループ | |
| | 国民健康保険高齢受給権者証 | 左記の認定証書等の交付を受けている方 | 不要 | | | |
| | 国民健康保険標準負担額減額認定証 | | 不要 | | | |
| | 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 | | 不要 | | | |
| 国民健康保険特定疾病療養受療証 | | 不要 | | | | |
| 後期高齢者医療 | 後期高齢者医療被保険者証及びその他の証書 | 左記の被保険者証等をお持ちの方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。平成22年4月1日以降は平成22年3月中に送付する新しい被保険者証等をお使いください。 | 本庁：町民生活課 支所：六合町民生活グループ | |
| | 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 | | 不要 | | | |
| | 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 | | 不要 | | | |
| バイク | 原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書 | 原動機付自転車等の所有者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。標識については、廃車まで使用できます。六合村の標識を中之条町の標識に変更を希望する場合は、無償で交換します。 | 本庁：総務課 支所：六合総務グループ | |
| 税 | 法人町民税にかかる法人等の異動(変更)届出 | 課税対象法人 | 不要 | 住所変更の手続きはありません。 | 本庁：総務課 支所：六合総務グループ | |
| | 町民税に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 | 特別徴収義務者 | 不要 | | | |
| 口座振替 | 税等の口座振替依頼書 | 登録をされている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。※登録されている口座振替については合併後も引き継がれますので新たに手続きする必要はありません。 | 本庁：総務課 支所：六合総務グループ 本庁：会計課 支所：六合元気なまちづくりグループ | |
| | 請求書・口座振替申出書 | 債権者 | 不要 | | | |

| 項 目 | | 該当する方 | 手続きの 要不要 | 手続きの方法 | 問い合わせ先 |
|-------|--|--------------------|-------------|---|---------------------------|
| 畜犬 | 犬の登録鑑札・狂犬病予防注射済票 | 犬の飼い主 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。六合村で交付された鑑札・注射済票は、引き続き使用できます。 | 本庁：町民生活課 支所：六合町民生活グループ |
| 介護保険 | 介護保険被保険者証及びその他の証書 | 被保険者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。平成22年4月1日以降は平成22年3月中に送付する新しい被保険者証をお使いください。 | 本庁：町民生活課 支所：六合町民生活グループ |
| | 介護保険特定負担限度額認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証) | 左記の認定証書等の交付を受けている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。平成22年4月1日以降は平成22年3月中に送付する新しい認定証書等をお使いください。 | |
| | 介護保険利用者負担減額・免除等認定書(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証) | | 不要 | | |
| | 訪問介護利用者負担額減額認定証(障害者ホームヘルプサービス利用者負担額軽減措置) | | 不要 | | |
| | 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(社会福祉法人等による利用者負担の減免措置) | | 不要 | | |
| 福祉医療 | 福祉医療費受給資格者証(義務教育就学前の乳幼児、義務教育就学期間にある児童、重度心身障害者、高齢重度障害者、母子、父子) | 受給者証の交付を受けている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。平成22年3月28日以降は平成22年3月中に送付する新しい受給者証をお使いください。ただし、合併後、義務教育就学期間にある児童については受給者証を交付しません。平成22年3月28日以降の医療機関等の受給料等の受給については償還払いとなりますので、領収書をお持ちになって本庁又は支所の窓口で手続きを行ってください。 | 本庁：町民生活課 支所：六合町民生活グループ |
| 母子福祉 | 母子健康手帳 | 手帳の交付を受けている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 本庁：町民生活課 支所：六合町民生活グループ |
| | 妊婦健康診査受診票 | 受診票の交付を受けている方 | 不要 | | |
| 児童福祉 | 児童扶養手当証書 | 左記の証書の交付を受けている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に変更手続きを行います。 | 本庁：こども未来課 支所：六合教育グループ |
| | 特別児童扶養手当証書 | | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。8月に実施する現況届の手続き後、新しい証書が発行されます。変更手続きを希望される方に対しては手続きを行います。 | |
| 障害者福祉 | 障害福祉サービス受給者証 | 受給者証の交付を受けている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。新しい受給者証を平成22年4月中に郵送する予定です。受給者証が届きましたら新しい受給者証をサービス事業所へ提示し、旧受給者証は本庁又は支所へ返還してください。 | 本庁：町民生活課 支所：六合町民生活グループ |
| | 身体障害者手帳 | 手帳の交付を受けている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する方に対しては手続きを行います。 | |
| | 療育手帳 | | 不要 | | |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 手帳の交付を受けている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に変更手続きを行います。 | |
| | 自立支援医療(精神通院医療) | 受給者証の交付を受けている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に変更手続きを行います。 | |

| 項 目 | | 該当する方 | 手続きの 要不要 | 手続きの方法 | 問い合わせ先 |
|------|-----------------------------|-----------|-------------|--------------------------------|---------------------------|
| 占用許可 | 道路占用許可 | 許可を受けている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。職権で住所変更を行います。 | 本庁：建設課 支所：六合建設水道グループ |
| | 公共物使用許可 | | 不要 | | |
| 上水道 | 水道料金の口座振替依頼書 | 登録をされている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 本庁：上下水道課 支所：六合建設水道グループ |
| | 水道使用者変更届 | 使用者 | | | |
| その他 | 建設工事に係る競争入札参加資格者 | 有資格者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 本庁：総務課 |
| | 測量、建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格者 | | | | |
| | 購入及び物品の製造契約等に係る競争入札参加資格者 | | | | |

II 県関係

| 項 目 | | 該当する方 | 手続きの 要不要 | 手続きの方法 | 問い合わせ先 |
|-------|------------------|-----------|-------------|--|--|
| 旅券 | 旅券(パスポート) | 所有者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所等をご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。 | 群馬県パスポートセンター TEL 027-225-1201 |
| | | 申請者 | 不要 | 旅券(パスポート)発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票、戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。 | |
| 自動車 | 自動車運転免許証 | 保持者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に手続きを行ってください。住民票の写し又は新町で配布する証明書等は不要です。 なお、更新を待たずに変更を希望される場合は、手続きを行うこととなりますが、この場合も証明書等は不要です。 | 総合交通センター TEL 027-253-9300 又は西吾妻交通安全協会 TEL 82-2588 |
| | 自動車保管場所証明書(車庫証明) | 自動車の保有者 | 不要 | 六合地域は、合併後も自動車保管場所証明書は必要ありません。また、軽自動車についても、自動車保管場所の届出は必要ありません | 長野原警察署 TEL 82-0110 |
| 手帳 | 戦傷病者手帳 | 手帳をお持ちの方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する方に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記載し、手続きをしてください。 | 県庁国保援護課 TEL 027-226-2678 |
| 猟銃・銃砲 | 銃砲(刀剣類)所持許可証 | 許可銃砲所持者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に、新町で発行する住所変更の証明書を添付のうえ、手続きをしてください。 | 長野原警察署 TEL 82-0110 |
| | 猟銃用火薬類等譲受許可証 | 許可証被交付者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する方に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新町で発行する住所変更の証明書を添付のうえ、手続きをしてください。 | |
| | 狩猟免許 | 所持者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に、新町で発行する住所変更の証明書を添付のうえ、手続きをしてください。 | |
| 占用許可 | 道路占用許可 | 許可を受けている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 吾妻県民局中之条土木事務所 TEL 0279-75-3047 |
| | 河川占用許可 | | 不要 | | |

| 項目 | 該当する方 | 手続きの要不要 | 手続きの方法 | 問い合わせ先 | |
|-------------|-------------------------------------|---------|--|---|------------------------------------|
| 各種の許可・届出等 | 医薬品販売業の許可 | 許可業者 | 不要 | 合併後、更新する際に、新町で発行する住所変更の証明書を添付のうえ、手続きをしてください。 | 吾妻県民局吾妻保健福祉事務所 TEL 0279-75-3303 |
| | 食品の営業許可 | 許可業者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する方に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新町で発行する住所変更の証明書を添付のうえ、手続きをしてください。 | |
| | 環境衛生営業等許可 (理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館等) | | 不要 | | |
| | 建設業者の許可証 | 建設業者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 県庁監理課 TEL 027-226-3520 |
| | 採石業者の登録 | 採石業者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に、新町で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きをしてください。 | 県庁砂防課 TEL 027-226-3631 |
| | 砂利採取業者の登録 | 砂利採取業者 | 不要 | | |
| | 学校法人寄付行為、学(園)則の変更 | 学校法人 | 要 | 住所変更の手続きが必要です。変更届に変更内容を記入し、手続きを行ってください。 | 県庁学事法制課 TEL 027-226-2142 |
| 証紙売りさばき人の指定 | 証紙販売者 | 要 | 群馬県収入証紙条例施行規則別紙様式第4号の2「証紙売りさばき人指定内容変更承認申請書」に必要事項を記入し、「添付書類」欄に「市町村合併に伴う住所等の変更」と朱書きし、最寄りの地域機関の長等を経由して売りさばき場所を管轄する行政事務所に提出してください。 | 吾妻県民局吾妻行政事務所 TEL 0279-75-3301 | |

Ⅲ 国関係

| 項目 | 該当する方 | 手続きの要不要 | 手続きの方法 | 問い合わせ先 | |
|--------|--|-----------------|--------|--|---------------------------------------|
| 登記 | 不動産の(土地登記簿、建物登記簿)所在 | 不動産所有者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で順次変更します。 | 前橋地方法務局 中之条支局 TEL 0279-75-3037 |
| | 不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等(土地登記簿、建物等)の住所 | 六合村の住所で登記されている方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併により住所の表示が変更となりますが、みなし規定により読み替えられます。なお、合併に伴う新しい住所表示に変更することを希望される方は、新町で発行する住所変更の証明書等を添付して登記することができます。(登記の際の登録免許税はかかりません。) | |
| | 会社等(商業登記簿、法人登記簿等)の本店、主たる事務所と役員の住所 | 六合村に所在する会社、法人 | 不要 | 本店、主たる事務所及び役員の住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で順次変更します。なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、新町で配布する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。(登記の際の登録免許税はかかりません。) | |
| 自動車車検証 | 軽自動車(三輪・四輪) | 所有者及び使用者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡及び廃車される際には、新町で発行する住所変更の証明書等を添付の上、手続きをしてください。 | 軽自動車車検協会 群馬事務所 TEL 027-261-4621 |
| | 普通自動車 二輪軽自動車(125cc~250cc)及び二輪小型自動車(250cc以上) | 所有者及び使用者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡及び廃車される際には、新町で発行する住所変更の証明書等を添付の上、手続きをしてください。 | 国土交通省関東運輸局群馬運輸支局 TEL 050-5540-2021 |
| 恩給 | 恩給受給者住所 | 受給者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 総務省人事・恩給局 TEL 03-5273-1400 |

IV その他

| 項目 | 該当する方 | 手続きの 要不要 | 手続きの方法 | 問い合わせ先 | |
|-------|-----------------------------|----------------|--------|---|--------------------------------------|
| 金融機関等 | あがつま農業協同組合 貯金通帳・キャッシュカード | 貯金者等 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 各金融機関等 |
| | かみつけ信用金庫 貯金通帳・キャッシュカード | 貯金者等 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| | 北群馬信用金庫 貯金通帳・キャッシュカード | 貯金者等 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| | 群馬銀行 貯金通帳・キャッシュカード | 貯金者等 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| | 東和銀行 貯金通帳・キャッシュカード | 貯金者等 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 印鑑届については、手続きが必要です。 | |
| | 郵便局 貯金通帳・キャッシュカード | 貯金者等 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| | その他金融機関 貯金通帳・キャッシュカード | 貯金者等 | 不要 | 各金融機関で取扱いが異なる場合もあるので、各金融機関に確認してください。 | |
| | クレジットカード | 所有者 | 不要 | 各クレジット会社へ確認してください。 | |
| 健康保険 | 協会けんぽ | 六合村内の事業所にお勤めの方 | 要 | 健康保険被保険者証の更新が必要となります。手続きについては、事業主に通知されます。 | 全国健康保険協会 群馬支部 TEL 027-219-2102 |
| | | 六合村外の事業所にお勤めの方 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。健康保険被保険者証裏面の住所は、個人で訂正してください。 | |
| | 組合健康保険 | 被保険者 | — | 各健康保険組合に確認してください。 | 各健康保険組合 |
| 年金 | 共済年金 | 受給権者 | — | 各共済組合に確認してください。 | 各共済組合 |
| | 国民年金基金 | 受給権者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 群馬県国民年金基金 TEL 0120-65-4192 |
| 電話 | 加入電話の契約 | 登録者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | NTT東日本群馬支店 TEL 0120-68-2116 |
| | 電話帳記載住所 | | 不要 | ※N T T以外の電話については、契約電話会社にお問い合わせください。 | |
| その他 | 電気使用契約 | 契約者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 東京電力群馬カスタマーセンター TEL 0120-99-5222 |
| | N H K受信料 | 契約者 | 不要 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | N H K前橋放送局 TEL 027-251-1711 |



◆本庁各課等と支所の主な業務

中之条町役場(本庁) TEL0279-75-2111(代) 六合支所 TEL0279-95-3111(代)

| 課名等 | 主な業務 | 電話番号(直通)・内線 |
|---------------------------------------|--|---|
| 議会事務局 | ・庶務係 文書、公印の管理、儀式、関係条例、規則等の整備、議長会、議会図書等の整理保存、議会報の編集、議会資料など。 ・議事係 本会議、常任委員会、特別委員会、公聴会、議案の取扱い、請願及び陳情、会議録に関する事など。 | 事務局・監査委員会75-8836 |
| 総務課 総務グループ 徴税グループ | 職員管理、行政区、自衛官募集、地域コミュニティ、文書の管理、庁舎管理、選挙、財産管理(町有林を除く。)、契約事務、消防、防災及び交通安全、治安回復、国民保護、町税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料及び介護保険料の賦課徴収等、税証明、固定資産の評価、その他他課の所管に属さないこと。 | 行政T75-8806、地域安全T・選挙管理委員会75-8807、町民税T75-8808・8809、資産税T75-8810、収納推進室75-8805 |
| 元気なまちづくり課 | 行政改革の推進、議会、条例等の立案、町政の総合企画及び重要施策の調整、総合計画、統計、予算その他財務全般、広報、広聴に関する事。 | まちづくりT75-8802、行財政T・公平委員会75-8803 |
| 町民生活課 住民グループ 保健センター 保健福祉グループ | 社会福祉、予防接種、母子保健、成人保健、環境衛生、畜犬、国民健康保険及び国民年金、戸籍、住民基本台帳、介護保険、後期高齢者医療、その他町民生活に関する事。 | 町民生活課；福祉T75-8818、国保・介護T75-8819・8820、住民T75-8821・8838 保健センター；生活環境T75-8833・8834、包括支援センター75-8835 |
| 経済産業課 | 農業、林業及び水産業の振興、農業委員会、町有林、鳥獣対策、商業及び工業の振興、労働及び勤労者対策、消費者行政、観光の振興に関する事。 | 有害鳥獣・林業対策室75-8812、農業T・農業委員会75-8813、商工観光T75-8814 |
| 建設課 | 道路、橋りょう及び河川、住宅及び建築、都市計画及び都市公園、公園及び広場等の管理、土地基盤の整備に関する事。 | 管理T75-8827、建設T75-8828 |
| 上下水道課 | 上水道、簡易水道、公共下水道、農業集落排水、浄化槽、都市下水道に関する事。 | 総務T75-8830、上水道T75-8831、下水道T75-8832 |
| 会計課 | 現金の出納及び保管、支出負担行為及び収入支出の審査、指定金融機関、物品の出納保管、財産の記録保管、有価証券の出納及び保管、歳入歳出決算、職員の給与控除、年末調整等、基金の管理、備品台帳の管理に関する事。 | 会計T75-8816 |
| こども未来課 | 教育委員会の会議、事務局及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他人事、教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算、学校、保育所、幼稚園、児童福祉、子育て支援、児童生徒及び幼児の安全、学校給食など。 | 学校教育T75-8824、子育て支援T75-8825 |
| 社会教育課 社会教育グループ | 社会教育施設の管理運営、社会教育委員、人権教育推進委員会、文化財保護に関する事、芸術・文化の普及振興、青少年の健全育成、生涯学習、社会体育施設の管理運営、体育指導委員、各種体育大会、ツインプラザの管理運営、その他社会体育に関する事。 | 76-3111 |
| 中央公民館 | 公民館の管理運営及び使用に関する事、公民館で行う事業の企画実施に関する事、各種団体機関との連絡、その他公民館の設置目的達成に必要な事項に関する事。 | 76-3113 |
| 吾妻郡図書館 | 図書館の管理運営、図書の貸出、新刊の購入、その他必要な業務 | 76-3115 |
| 中之条町歴史民族資料館 | 郷土の歴史、民俗に関する資料の収集・保管・貸出及び展示、郷土の歴史、民俗に関する資料の調査・研究及び情報収集、資料館の目的を達成するために必要な事業 | 75-1922 |
| 吾妻郡文化会館 | 文化会館の管理運営、講演、音楽、舞踊、演劇等の芸術文化事業の実施、教育、文化、産業等の資料の展示、その他会館の設置の目的達成に必要な業務 | 75-5174 |
| 国民宿舎 ゆずりは荘 | ・庶務係 職員の任免、給与、勤務時間、その他人事、職員の福利厚生、資産管理、契約、業務状況及び経理状況の報告など。 ・調理係 調理、調理室の衛生、厨房用の熱管理に関する事。 ・応接係 利用者、清掃、浴室、災害対策に関する事。 ・施設係 宿泊施設及び附帯設備の維持、町有温泉の供給及び給湯の維持、清掃及び浴室等、利用者及び災害対策など。 | 64-2031(代) |
| 自動車教習所 | ・庶務係 職員の任免、給与、勤務時間、その他人事、職員の福利厚生、教習所施設の維持管理、清掃など。 ・経理係 金銭の出納、保管及び会計事務に関する事、予算、決算、使用料の調停請求、契約、業務状況及び経理状況の報告に関する事。 ・教習係 技能教習、学科教習に関する事。 ・車両係 車両の整備、点検、保管に関する事。 ・検定係 技能検定に関する事。 | 75-2570(代) |

本庁及び出先機関

| | | | |
|--------|----------------|---|-------------|
| 支 所 | 六合総務グループ | 職員管理、行政区、自衛官募集、地域コミュニティ、賦課徴収庁舎管理、財産管理、選挙、消防、防災及び交通安全、治安回復、国民保護、税務、税の徴収等、税証明、救急業務、指定管理業務 | 95-3111 (代) |
| | 六合元気なまちづくりグループ | 予算執行管理整理、決算統計、決算、地域経済振興、過疎地域、総合交通、路線バス対策、広報及び広聴、統計、情報連絡施設運営管理、会計（現金の出納及び保管） | |
| | 六合町民生活グループ | 生活保護、老人福祉、障害者福祉、予防接種、母子保健、成人保健、環境衛生、畜犬、介護保険、国民健康保険及び国民年金、後期高齢者医療、戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録証明、その他証明、埋火葬許可申請 | |
| | 六合経済産業グループ | 農業振興、山村振興、畜産振興、内水面漁業、林業振興、林道整備管理、地積調査、有害鳥獣対策、観光振興、観光施設管理整備、国立公園、商工、特産品開発、消費者行政 | |
| | 六合建設水道グループ | 橋りょう維持管理、土木災害、河川管理、砂防、急傾斜、道路、河川占用、道路新設改良、道路維持管理、除雪、住宅建設管理、住宅家賃徴収、宅地分譲、水道事業、水道料賦課徴収、水道施設整備、浄化槽 | |
| | 六合教育グループ | 各種団体組織育成、社会教育振興、公民館活動、青少年育成、文化財、伝統的建造物群保存、体育施設維持管理、教育施設維持管理、児童福祉、児童扶養手当・特別児童扶養手当、六合こども園運営、給食センター運営 | |

※課名や業務内容等については、合併後の予定を掲載させていただいておりますので、変更があった場合にはご容赦ください。

※電話番号（直通）・内線欄の「T」は、「チーム」を意味します。

※本庁及び出先機関へ電話をかけるときは、市外局番「0279」を前につけてダイヤルしてください。

◆届出・各種証明

戸籍の届出 取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】

戸籍は、日本国民について、夫婦とその子どもを単位として作られ、日本人の出生や死亡、親子や夫婦などの身分関係を登録し、公に証明するものです。

| 届出事項 | 届出人 | 内容・注意事項 | 持参するもの |
|------|---------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 出生届 | 父又は母 | 生まれた日から14日以内（生まれた日を含む） | 出生届書（出生証明書） 届出人の印鑑 母子健康手帳 保険証（町が保険者である保険の加入者のみ） 父又は母（届出人）の預金口座番号 |
| 死亡届 | 死亡者の同居の親族・その他の親族・同居者・家主等の関係人 | 死亡の事実を知った日から7日以内 | 死亡届書（死亡診断書） 届出人の印鑑 保険証（町が保険者である保険の加入者のみ） 葬祭を行った人の預金口座番号 国民年金手帳（受給者のみ） |
| 婚姻届 | 夫になる人と妻になる人（届出書には成人の証人2人の署名・押印が必要です。） | 特に期限はありません。 ※届出のあった日から効力が生じます。 | 婚姻届書 夫になる人、妻になる人両人の印鑑 保険証（町が保険者である保険の加入者のみ） 戸籍謄本（本籍地が届出地外の場合） 未成年者のときは父母の同意書 |
| 転籍届 | 戸籍筆頭者とその配偶者 | 特に期限はありません。 ※届出のあった日から効力が生じます。 | 転籍届書 筆頭者とその配偶者両方の印鑑 戸籍謄本（町内での転籍の場合は不要） |

※このほか、養子縁組届、入籍届、離婚届などがあります。婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議離婚届、認知届の際、届出人の本人確認をしますので、運転免許証やパスポートなど官公庁発行の写真入り身分証明書（有効期限内のもの）をお持ちください。

※上記の「保険証」の保険には、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険があります。

■戸籍関係証明手数料

| 種 類 | 手数料 | 請求できる人 | 請求先 | 必要なもの |
|------------------------------------|---------|---|---------------|---|
| 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 戸籍一部事項証明書（戸籍抄本） | 1通 450円 | 戸籍又は除かれた戸籍に記載されている人、又はその配偶者・父母・子・孫などの直系親族が請求できます。 これ以外の人については、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合などに請求できます。請求内容を詳しく書いていただきます。請求事由を確認できる資料をお持ちください。請求が不当な目的のときには、お断りする場合があります。 | 本籍地の市区町村 | 請求者・窓口に来た人の印鑑 ※本人確認用身分証明書（代理人が申請する場合は委任状と印鑑） |
| 除籍全部事項証明書（除籍謄本） 除籍一部事項証明書（除籍抄本） | 1通 750円 | | 本籍の置いてあった市区町村 | |
| 改製原戸籍謄本・抄本 | 1通 750円 | | 本籍地の市区町村 | |
| 戸籍記載事項証明書 戸籍届書の受理証明書 | 1通 350円 | | 本籍地の市区町村 | |
| 除籍記載事項証明書 | 1通 450円 | | 本籍の置いてあった市区町村 | |
| 身分証明書 | 1通 350円 | 本人（本人及び同一戸籍内にいる人以外の人）が請求する場合は委任状又は承諾書が必要です。 | 本籍地の市区町村 | |

■本人確認の実施

戸籍に関する証明書等を請求するために窓口へ来た人には、運転免許証・パスポート・保険証などで本人確認を行いますので、ご協力ください。

■住所に関する届出 取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】

住民基本台帳は本町の町民であることを証明するものです。転入・転出・転居などで住所が変わったときや世帯員に変更があったときは、必ず届出をしてください。

| 届出事項 | 届出人 | 種 類 | 届出期間 | 持参するもの |
|--------------------------|----------------------------|--------------------------|---------------------|--|
| 他の市町村から引っ越してきたとき | 本人又は世帯主 (届出ができないときは代理人) | 転入届 | 中之条町に住み始めた日から14日以内 | 届出人の印鑑 転出証明書（前住所地で交付されたもの） 保険証（町が保険者である保険の加入者で、転入する世帯に加入者がいる場合のみ） 国民年金手帳（加入者のみ） |
| 他の市町村に引っ越すとき | | 転出届 | 転出する日・転出先が決まったら速やかに | 届出人の印鑑 保険証（町が保険者である保険の加入者のみ） 印鑑登録証（登録者のみ） |
| 町内で住所を変えたとき | | 転居届 | 新しい住所に住み始めた日から14日以内 | 届出人の印鑑 保険証（町が保険者である保険の加入者のみ） |
| 世帯主が代わったり世帯を合併・分離したりしたとき | | 世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届 | 変更があった日から14日以内 | 届出人の印鑑 保険証（町が保険者である保険の加入者のみ） |

※上記の保険証の保険には、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険があります。

■住民登録関係証明手数料

| 種 類 | 手数料 | 請求できる人 | 必要なもの |
|----------------|---------|---|---|
| 住民票の写し | 1通 300円 | 本人又はその人と同一世帯に属する人が請求できます。 これ以外の人については、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合などに請求できます。請求内容を詳しく書いていただきます。請求自由を確認できる資料をお持ちください。請求が不当な目的のときには、お断りする場合があります。 | 請求者・窓口に来た人の印鑑 ※代理人が申請する場合は委任状と印鑑 |
| 住民票の記載事項に関する証明 | 1通 300円 | | |
| 戸籍の附票の写し | 1通 300円 | | 写真（6ヶ月以内の無帽・無背景のもの）、印鑑、運転免許証やパスポートなどの官公署の発行した写真付き身分証明 |
| 住民基本台帳カードの交付 | 1枚 500円 | | |

■本人確認の実施

住民票の異動に関する届け出や住民票の写し等を請求するために窓口へ来た人には、運転免許証・パスポート・保険証などで本人確認を行いますので、ご協力ください。

印鑑登録 取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】

印鑑登録証明書は、個人の登録した印鑑を公に証明するものです。

◇すでに印鑑登録証をお持ちの方

現在お持ちの印鑑登録証については、登録者本人が印鑑登録証を直接窓口を持参し、印鑑登録証明書の交付申請をされる際に、引き換え交付します。なお、本人確認をしますので、運転免許証やパスポートなどの官公署の発行した写真付き身分証明をお持ちください。(平成22年3月29日以降)

◇合併後(平成22年3月29日以降)に印鑑登録をする方

登録できる人・・・中之条町に住民登録又は外国人登録をしている方に限られます。

※15歳未満の方及び成年被後見人は登録できません。

■印鑑登録関係証明手数料

| 種類 | 手数料 | 必要なもの |
|------------|---------|---------------------------------|
| 印鑑登録に関する証明 | 1通 300円 | 印鑑登録証 ※代理人が申請する場合は委任状と印鑑 |
| 印鑑登録証の交付 | 1枚 300円 | 登録する印鑑、運転免許証などの官公署の発行した写真付き身分証明 |

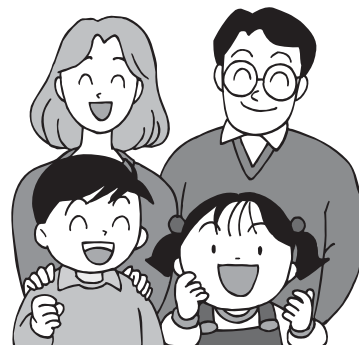
外国人登録 取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】

日本に居住する外国人は、外国人登録をしなければなりません。

| 届出事項 | 種類 | 届出期間 | 持参するもの |
|----------------------|--------|--|--------------------------|
| 入国 | 新規登録 | 入国から90日以内 | 旅券、写真2枚、住所の証明等 |
| 出生 | | 出生から60日以内 | 出生届等、住所の証明 |
| 居住地・国籍・在留資格、期間・勤務の変更 | 変更登録申請 | 変更の日から14日以内 左記以外は変更後速やかに | 外国人登録証明書、住所の証明、旅券、在職証明書等 |
| 新しい外国人登録証明書の作成 | 交付申請 | 外国人登録証明書の切替期間満了日から30日以内、その他は事実のあった日から14日以内 | 外国人登録証明書、写真2枚、旅券 |

■外国人登録関係証明手数料

| 種類 | 手数料 | 必要なもの |
|---------------|---------|----------|
| 外国人登録事項に関する証明 | 1通 300円 | 外国人登録証明書 |



◆税金

■主な町税 取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：総務課 支所：六合総務G】

税金には個人町（県）民税、法人町民税、固定資産税、入湯税、軽自動車税、国民健康保険税などがあります。

■個人町（県）民税

1月1日現在、町内に住所のある人で前年中（1月～12月）に所得があった人や、町内に事務所・事業所・家屋敷のある個人に課税されます。

| | 町民税 | 県民税 |
|-----|--------|--------|
| 均等割 | 3,000円 | 1,000円 |
| 所得割 | 6% | 4% |

■法人町民税

町内に事務所や事業所のある法人や財団・社団等に課税されます。法人町民税には均等割と法人税割があり、税率は下記のとおりです。

・均等割

| 法人等の区分 | | 税率（年額） |
|-------------|--------|------------|
| 資本金等の金額 | 町内従業者数 | |
| 下記以外の法人等 | | 50,000円 |
| 1千万円以下 | 50人超 | 120,000円 |
| 1千万円超1億円以下 | 50人以下 | 130,000円 |
| | 50人超 | 150,000円 |
| 1億円超10億円以下 | 50人以下 | 160,000円 |
| | 50人超 | 400,000円 |
| 10億円超 | 50人以下 | 410,000円 |
| 10億円超50億円以下 | 50人超 | 1,750,000円 |
| 50億円超 | 50人超 | 3,000,000円 |

・法人税割
制限税率 14.7%

■固定資産税

1月1日現在、町内に土地や家屋、償却資産を所有している個人及び法人に課税されます。

固定資産税 1.4%

・不均一課税

国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル又は旅館に対する減税措置

税率 1.0%

期間 登録日以降最初の5年度分

■入湯税

鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税されます。

| | | |
|---------|--------------------|------|
| 1人1泊につき | 基本宿泊料金6,000円を超える場合 | 150円 |
| | 基本宿泊料金6,000円以下の場合 | 100円 |

※課税免除

・年齢12歳未満の者

・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者



■軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

※現在使用しているナンバープレートは合併後もそのまま使用できます。ただし、申請により新しい「中之条町」のナンバープレートに変更することもできます。

| 区 分 | 種 別 | 税率(年額) | |
|----------|------------------------|--------|--------|
| 原動機付自転車 | 総排気量50cc以下のもの | 1,000円 | |
| | 総排気量50ccを超え、90cc以下のもの | 1,200円 | |
| | 総排気量90ccを超え、125cc以下のもの | 1,600円 | |
| | ミニカー | 2,500円 | |
| 軽自動車 | 二輪車（側車付のものを含む。） | 2,400円 | |
| | 三輪車 | 3,100円 | |
| | 四輪乗用 | 営業用 | 5,500円 |
| | | 自家用 | 7,200円 |
| | 四輪貨物 | 営業用 | 3,000円 |
| | | 自家用 | 4,000円 |
| | 専ら雪上を走行するもの | | 2,400円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用自動車（トラクター等） | 1,600円 | |
| | その他のもの（フォークリフト等） | 4,700円 | |
| 二輪の小型自動車 | | 4,000円 | |

■国民健康保険税

国民健康保険に加入した月から、その世帯主を納税義務者（世帯主が社会保険加入者であっても）として課税されます。

保険税の納期については、今までの9期（7月～3月）から8期（7月～2月）となります。

※40歳以上64歳以下の人は、医療給付費分・後期高齢支援金分に加え、介護給付金分も併せて課税されます。

※六合村において合併年度の平成21年度及びこれに続く平成22年度から平成24年度までは不均一課税を実施し、賦課方式の相違等を検討しながら段階的に調整を行い、平成25年度に中之条町の税率等に統一します。

納 期 一 覧 取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：総務課 支所：六合総務G】

各町税の納期は、下記のとおりです。

| 税 目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 町(県)民税〔普通徴収分〕 | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | 4期 | | |
| 固定資産税 | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | 4期 | | | |
| 軽自動車税 | | 全期 | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税 | | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | |

■納付書による納付

納付書による納付の場合は最初の納期前に納付書を一括送付しますので、第2期以降の納付についてご注意ください。

■口座振替

税金や公共料金については、金融機関を通じた口座振替（口座引落し）による納付を行っています。納め忘れも少ないこの方法をご利用ください。

なお、合併前に六合村で口座振替（口座引落し）により納付されている方は、そのまま継続されますので手続きは不要です。

各 種 証 明 書 取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：総務課 支所：六合総務G】

主な証明書は、下記のとおりです。

| 種 類 | 手数料 | 必要なもの |
|------------------------|--------------------------|--|
| 所得証明書、課税証明書、非課税証明書 | 1件 300円 | 本人及び生計を一にする同居の親族以外の方が申請する場合には、本人の委任状が必要です。 |
| 納税証明書 (軽自動車の車検用は無料) | 1件 300円 | |
| 土地建物その他の証明 (評価証明等) | 1件 300円 証明内容により異なります。 | 所有者（納税義務者）及びその相続人以外の方が申請する場合、本人の委任状が必要です。 |
| 閲覧（名寄帳、公図） | 1件 300円 | |

◆年金・保険

国民年金 取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】

20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入することになっており、保険料を納めることで、65歳から老齢基礎年金が受けられます。また、けがや病気で障害の状態になったときはその程度により障害基礎年金、一家の働き手を亡くしたときは、死亡時の要件により遺族基礎年金が受けられます。

就職、結婚や退職など人生の節目には届出が必要です。

■国民年金被保険者の種類

| 種類 | 加入する人 |
|----------|---|
| 第1号被保険者 | 農業や自営業の人とその家族、夫に扶養されていない妻、学生など。 ※保険料はご自身が納めます。 |
| 第2号被保険者 | 厚生年金、共済組合に加入している人。 ※保険料は厚生年金、共済組合に納めていますので、国民年金保険料を納める必要はありません。 |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者。 ※保険料は配偶者（第2号被保険者）の加入している年金制度が負担しますので、本人が納める必要はありません。 |
| 任意加入被保険者 | 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人、海外に在住している20歳以上65歳未満の人、日本国内に住所のある厚生年金・共済組合などの老齢（退職）年金の受給者で20歳以上60歳未満の人。 |

■国民年金の届出

下記のような場合は届出をしてください。

※手続きによっては必要なものが異なりますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

| 届出事項 | 必要なもの |
|-------------------------|--|
| 20歳になって初めて加入するとき | 年金事務所から送付された加入調査票兼取得届・印鑑 |
| 職場を辞めたとき | 印鑑・本人と配偶者の年金手帳・退職日が確認できる書類（社会保険離脱証明書） |
| 第3号被保険者（配偶者）が扶養からはずれたとき | 印鑑・本人の年金手帳・印鑑・扶養からはずれた日がわかる書類（社会保険離脱証明書） |
| 住所や氏名が変わったとき | 本人と配偶者の年金手帳・印鑑 |
| 国民年金証書、手帳をなくしたとき | 印鑑 |
| 国民年金を請求するとき | 印鑑・年金手帳・本人名義の預金通帳・戸籍謄本など |
| 年金受給者が死亡したとき | 印鑑・年金証書・住民票・戸籍謄本など |

■年金の給付

| 種類 | 受けられる要件 |
|--------|---|
| 老齢基礎年金 | 保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて25年以上ある人が、65歳になったときから受けられます。なお、60歳を過ぎれば繰り上げて受けることもできますが、この場合年金額は受けるときの年齢に応じて一定の割合で減額されます。 |
| 障害基礎年金 | 国民年金に加入している間に、病気やけがをして障害者（国民年金法で定められている障害の程度が2級以上）になったときは対象になります。 |
| 遺族基礎年金 | 国民年金の加入者又は老齢基礎年金を受けられる人などが亡くなったとき、その人の収入で生活していた子のある妻、又は子が受けられます。 |
| 寡婦年金 | 夫が老齢基礎年金を受けずに亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまで受けられます。 |
| 付加年金 | 付加保険料（月額400円）を納めている人が受けられます。 |
| 死亡一時金 | 保険料を3年以上納めた人が、何らの基礎年金を受けないで死亡し、その遺族が基礎年金を受けられない場合に受けられます。 |
| 老齢福祉年金 | 明治44年4月1日以前に生まれた人が一定の要件に該当すれば、年金が受けられます。 |

国民健康保険**取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】**

国民健康保険とは、勤務先の健康保険に加入している人と生活保護を受けている人を除く町内に住所があるすべての人が加入する相互扶助制度です。

※下記のようなときは、必ず14日以内に届出をしてください。

■届け出が必要な場合

| 届出事項 | | 必要なもの |
|--------------|-----------------------|------------------------|
| 国民健康保険に入るとき | 他の市町村から転入してきたとき | 印鑑・他の市町村の転出証明 |
| | 勤務先の健康保険をやめたとき | 印鑑・勤務先の健康保険をやめた証明書 |
| | 勤務先の健康保険の被扶養者でなくなったとき | 印鑑・被扶養者でなくなったことがわかる証明書 |
| | 子供が生まれたとき | 印鑑・保険証・母子手帳 |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 印鑑・保険証・保護廃止決定通知書 |
| 外国人が加入するとき | 印鑑・外国人登録証明書・パスポート | |
| 国民健康保険をやめるとき | 他の市町村へ転出するとき | 印鑑・保険証 |
| | 勤務先の健康保険に加入したとき | 印鑑・国保と勤務先の健康保険の保険証 |
| | 勤務先の健康保険の被扶養者になったとき | 印鑑・国保と勤務先の健康保険の保険証 |
| | 加入者が死亡したとき | 印鑑・保険証・死亡を証明するもの |
| | 生活保護を受けるようになったとき | 印鑑・保険証・保護開始決定通知書 |
| 外国人をやめるとき | 印鑑・保険証・外国人登録証明書 | |
| その他 | 退職者医療制度の対象になったとき | 印鑑・保険証・年金証書 |
| | 退職者医療制度の対象にならなくなったとき | 印鑑・保険証 |
| | 住居、世帯主、氏名等が変わったとき | 印鑑・保険証 |
| | 保険証をなくしたとき | 印鑑・身分証明書 |
| | 就学のため子供が他の市町村に住むとき | 印鑑・保険証・在学証明書 |
| | 長期旅行などで、別個の保険証がほしいとき | 印鑑・保険証 |

後期高齢者医療保険**取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】**

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、高齢者のみを対象とした医療保険制度で、老後の健康保持と適切な医療を確保するため、保健の向上と福祉の増進を目的とした保健医療給付などを行っています。

■対象 ①75歳以上の人

②65歳以上75歳未満の寝たきりの方などで国民年金法施行令別表の1級・2級の障害がある人、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に該当する人（1級～3級、4級のうち音声機能又は言語機能の障害及び下肢障害の1号・3号又は4号）でその障害を理由に申請をし、認められた人。

■届け出が必要な場合

| 届出事項 | | 必要なもの |
|----------------------|---------|--|
| 他の市町村から転入してきたとき | 上記対象者の① | 医療保険証、負担区分等証明書（前住地の市町村で発行されたもの）、印鑑 |
| | 上記対象者の② | 医療保険証、国民年金証書又は身体障害者手帳などの障害を明らかにする書類、前住地市町村からの障害認定証明書、負担区分等証明書、印鑑 |
| 他の市町村へ転出するとき | | 医療保険証、印鑑 |
| 保険証をなくしたとき | | 身分を証明できるもの、印鑑 |
| 住所、世帯主、氏名などに変更が生じたとき | | 医療保険証、印鑑 |
| 死亡したとき | | 医療保険証、印鑑 |
| 生活保護を受けなくなったとき | | 生活保護廃止通知、印鑑 |
| 生活保護を受けたとき | | 医療保険証、印鑑 |

介護保険 取扱いは本庁・支所どちらでもできます。【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】

介護保険は、介護を社会全体で支えていくことを目的に、加入者が保険料を負担し合い、介護が必要なときは認定を受けて介護サービスを利用する制度です。40歳以上の方が加入することになっています。

| 種類 | 内容 |
|---------|--|
| 第1号被保険者 | 65歳以上の人 介護保険料は、原則として年金から差し引かれます。ただし、65歳到達初年度の人や、年金額が年額18万円未満の人の場合は、口座振替又は納付書により納めていただきます。 |
| 第2号被保険者 | 40歳から64歳の医療保険加入者 加入されている医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。 |

■届け出が必要な場合

世帯の中で、死亡、転入、転出などの異動が生じた場合には、その事由が発生した日から14日以内に届け出てください。

| 届出事項 | | 必要なもの |
|------|----------------------|---|
| 加入 | 他の市町村から転入したとき | 印鑑、受給資格証明書（転入前の市町村で認定を受けていた人） |
| 脱退 | 他の市町村へ転出するとき | 印鑑、介護保険証 |
| | 死亡したとき | 印鑑、介護保険証 |
| その他 | 住所、氏名などの変更 | 印鑑、介護保険証 |
| | 介護保険証をなくしたり破損したりしたとき | 印鑑、破損した介護保険証、健康保険証など身分を証明するもの、代理人選任届（代理の場合） |

■介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の介護保険料は、平成23年度までは六合村介護保険条例に基づき、賦課されます。平成24年度からは、新町の新しい介護保険事業計画に基づき改定される介護保険料に統一します。

■介護保険を利用するとき

介護サービスを利用するためには、要支援・要介護認定の申請を行い、介護認定を受けます。認定結果の要介護状態に応じて自分が希望する適正なサービスを1割負担で利用できます。 ※要介護度に応じた支給限度額あり。

| 種類 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 在宅サービス（要支援以上と認定された人が利用可） | 訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）、福祉用具の貸与及び購入費の支給、住宅改修費の支給など |
| 施設サービス（要介護と認定された人が利用可） | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群） |
| 地域密着型サービス | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など |

※サービスの種類など、詳しい内容についてはお問い合わせください。

■地域包括支援センター

現在の六合村地域包括支援センターは、合併時に中之条町地域包括支援センターの支所（サブセンター）「中之条町地域包括支援センター 六合」となり、今までどおり六合地区の日常生活圏域内の必要な業務を行います。

◆保育・教育

幼稚園・保育所・こども園

【本庁：こども未来課 支所：六合教育G】

■通園区域

六合こども園の通園区域については、今までどおり六合村の全域です。

■保育所・こども園の保育料と幼稚園・保育所・こども園の保育時間・給食費等

平成22年度については、下記のとおり今までと変わりませんが、平成23年度からの新しい料金体系等の実施に向けて、平成22年度中に調整を行います。

(1) 保育料

| 階層区分 | 定 義 | 中之条町の保育所 | | 六合こども園 | | |
|------|--|----------|--------|--------|------------------|------------------|
| | | 3歳未満児 | 3歳以上児 | 3歳未満児 | 3歳以上児 (長時間保育) | 3歳以上児 (短時間保育) |
| 1 | 生活保護法による被保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 前年度分の町民税額が 右記の区分に該当する 世帯で、第1階層及び | 5,000 | 3,600 | 2,600 | 1,700 | 1,700 |
| 3 | 第4階層～第7階層を 除く世帯 | | | | | |
| | 市町村民税 非課税世帯 | | | | | |
| | 市町村民税 課税世帯 | 11,000 | 9,900 | 7,900 | 5,700 | 5,700 |
| 4 | 前年分所得税 40,000円未満 | 17,000 | 15,000 | 16,900 | 9,970 | 6,350 |
| 5 | 前年分所得税 40,000円以上～103,000円未満 | 25,000 | 23,000 | 32,250 | 9,970 | 6,350 |
| 6 | 前年分所得税 103,000円以上～413,000円未満 | 35,000 | 32,000 | 41,050 | 9,970 | 6,350 |
| 7 | 前年分所得税 413,000円以上 | 43,000 | 36,000 | 62,200 | 9,970 | 6,350 |

(2) 保育時間・給食費等

| | 中之条町の幼稚園・保育所 | 六合こども園 |
|---------------------------|---|---|
| 保育所 保育時間 | 平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:15 | 平日 9:15～16:30 (朝は7:45～受入可) 土曜 9:15～11:30 |
| 保育所 一時保育 | 3歳未満 2,100円/日 3歳以上 650円/日 | 在園児 180円/日 それ以外 560円/日 |
| 保育料 減額 | ・同時入所については国と同じ ・第3子は1/2 ・母子世帯は父母の所得をみない | ・同時入所については国と同じ ・母子世帯等で2階層は0円 ・在宅障害児がいる世帯で2階層は0円 |
| 幼稚園 保育時間 (延長は保育に欠ける場合) | 9:30～13:30 預かり保育 13:30～15:00 延長保育 15:00～16:30 | 9:15～13:30 |
| 幼稚園 保育料 | 月 3,500円 | 基準額表の3歳以上短時間の額 |
| 幼稚園 給食費 | 月 3,200円 | 保育料に含まれる |

小・中学校

【本庁：こども未来課 支所：六合教育G】

■通学区域

六合小学校及び六合中学校の通学区域については、今までどおり六合村の全域です。

■学校給食

学校給食の方式については今までどおりですが、給食費については平成23年度から統一した方式に調整します。

スクールバス等

【本庁：こども未来課 支所：六合教育G】

現在、六合村が実施しているスクールバス等運行事業及び通学費等補助金交付事業については、今までどおり新町に引き継がれますが、5年を目途に調整を行います。

◆健康・福祉

成人保健 【本庁：保健センター 支所：六合町民生活G】

平成22年度は、六合地区の実施会場で下記の検査を受診できます。平成23年度については実施内容の調整を行います。

| 項目 | 対象者 ※年齢は年度末年齢 | 内容 | 自己負担 | 実施方法 |
|------------|--------------------------------|--------------------------------|------|-----------------------|
| 胃がん検診 | 40歳以上80歳未満 | 問診と胃エックス線検査 | あり | 集団検診 |
| 大腸がん検診 | 40歳以上 | 問診と2日間便潜血反応検査 | あり | 集団検診 |
| 子宮がん検診 | 20歳以上の女性 | 頸部（内診・細胞診）検診 | あり | 集団検診 |
| 乳腺・甲状腺がん検診 | 30歳以上の女性 | 問診と医師による視触診、乳房エックス線撮影（マンモグラフィ） | あり | 集団検診 |
| 結核・肺がん検診 | 40歳以上 | 胸部レントゲン検査 | なし | 集団検診 ※特定健康診査と併せて実施 |
| | | 喀痰検査（3日間採痰） | あり | |
| 前立腺がん検診 | 50歳以上男性 | 血液検査 | あり | |
| 骨密度検診 | 30.35.40.45.50.55.60.65.70歳の女性 | 骨密度測定 | あり | 集団検診 |
| 特定健康診査 | 40歳以上75歳未満国保加入者 | 身体測定・血液検査等 | なし | 集団検診 |
| 後期高齢者健診 | 75歳以上 | 身体測定・血液検査等 | なし | 集団検診 |
| 一般健診 | 30歳・35歳 | 身体測定・血液検査等 | なし | 集団検診 |
| | 上記を除く40歳未満 | 身体測定・血液検査等 | あり | |
| 健康手帳の交付 | 40歳以上の希望者 | 随時交付いたします。 | なし | ※支所でも交付 |
| その他 | どなたでも | 健康相談、栄養相談等を行います。 | なし | |

母子保健 【本庁：保健センター 支所：六合町民生活G】

| 項目 | 内容 | 支所でも実施するもの |
|-----------|--|------------|
| 母子健康手帳の交付 | 妊娠届出書を医療機関からもらい、必要事項を記入して手続きをすると交付されます。母子健康手帳は、母子の健康の記録となります。 | ○ |
| 両親学級 | お父さん、お母さんが一緒に育児を考え、沐浴実習などを行います。 | |
| 乳幼児健診 | 乳幼児期の病気や健康・育児に関して、健診や相談を行います。4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、2歳6か月児フツ素塗布、3歳児健診があります。 | |
| 乳児相談 | 6～7か月児相談、12～13か月児相談を定期的に行います。 | |
| 予防接種 | B C G、三種混合、麻疹・風疹、二種混合 | ○ |
| | ポリオ | |
| 各種相談 | 窓口相談・母乳相談・発達相談 | ○ |
| 子育て支援 | ぶちくらぶ（中之条：2か月から1歳までのお子さんとお母さんの友達づくりの場）、すくすく広場（六合：1歳から就園前までの親子を対象とした集団遊びの場）などを開催し、子育て支援を行います。 | ○ |
| フツ素塗布 | 1歳6か月児健診～3歳児健診でフツ素を塗布します。また、4歳・5歳・6歳児を対象に、幼稚園・保育所・こども園で実施します。 | ○ |
| 家庭訪問 | 新生児訪問・育児支援訪問 | ○ |

※詳しくは、広報又は個人宛通知でご確認ください。

保健衛生 【本庁：保健センター 支所：六合町民生活G】

■高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者のインフルエンザ及びインフルエンザによる疾病の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の防止に資することを目的として実施します。実施期間等は9月頃お知らせします。接種費用の一部（1,000円）を負担して頂きます。

■肺炎球菌予防接種補助金

75歳以上の高齢者に対し、生涯1回のみ4,000円を上限に接種費用を補助します。

■犬猫の避妊去勢手術補助金

飼養者の望まない犬及び猫の繁殖を抑制するため、犬及び猫の避妊手術又は断種手術に要する費用の一部として、オス・メスともに5,000円を補助します。

■特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療をされているご夫婦の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療に要する医療費の助成を5回まで行います。

障害者福祉

【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】

障害の内容や程度により、交付される手帳等は異なります。

| 種類 | 内容 |
|-------------|---|
| 身体障害者手帳 | 身体の不自由な人に交付され、身体障害者福祉法・児童福祉法による援助、各種福祉サービスを受けることができます。 |
| 療育手帳 | 知的障害者（児）に対して交付され、知的障害者福祉法・児童福祉法による援助、各種福祉サービスを受けることができます。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 精神障害者に対して交付され、精神保健福祉法による援助、各種福祉サービスを受けることができます。 |

■主な制度

| 種類 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|------------------|----|------|--------------|---------------|------------------|-----|----|------|-------------------|---------------|------------------|------------------|---------------|------------------|----------------------|--|--|------|---------------|------------------|------|---------------|------------------|
| 身体障害者福祉タクシー事業 | 身体障害者手帳の視覚・肢体不自由の1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者で、自動車税の減免を受けていない方に、年間48回を限度に助成します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重度身体障害者（児）住宅改造補助事業 | 下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害を有する者・児童及び障害者と世帯を同一にする者が、住宅設備を障害者に適するように改造する場合、その事業に要する経費に対して、補助金を交付します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者自立支援医療給付事業 | 心身の障害の軽減及び機能回復を図るための医療費の助成をします。 ◇対象者 ・精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者 ・更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上） ・育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者自立支援給付事業 | 障害者自立支援法施行令及び障害者自立支援法施行規則の定めにより介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費を支給します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補装具費（購入・修理）の支給 | 身体障害者手帳の交付を受けている方に対して、身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活又は職業生活を容易にするために必要な用具の購入・修理について、基準額内で要した費用の一部を公費で負担します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域生活支援事業 | 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等 ◇相談支援事業所 障害のある方とご家族の日常生活やサービス利用に係る相談などに対応します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あがつま相談支援センター</td> <td>東吾妻町大字矢倉581-1</td> <td>TEL 0279-76-8080</td> </tr> </tbody> </table> ◇地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設です。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひがしあがつま地域活動支援センター</td> <td>東吾妻町大字矢倉581-1</td> <td>TEL 0279-67-2008</td> </tr> <tr> <td>にしあがつま地域活動支援センター</td> <td>長野原町大字与喜屋1624</td> <td>TEL 0279-82-4111</td> </tr> <tr> <td>精神障害者地域活動支援センター しらかば</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[東部]</td> <td>中之条町大字五反田3891</td> <td>TEL 0279-75-7170</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[西部]</td> <td>草津町大字草津464-28</td> <td>TEL 0279-88-5797</td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 住所 | 電話番号 | あがつま相談支援センター | 東吾妻町大字矢倉581-1 | TEL 0279-76-8080 | 施設名 | 住所 | 電話番号 | ひがしあがつま地域活動支援センター | 東吾妻町大字矢倉581-1 | TEL 0279-67-2008 | にしあがつま地域活動支援センター | 長野原町大字与喜屋1624 | TEL 0279-82-4111 | 精神障害者地域活動支援センター しらかば | | | [東部] | 中之条町大字五反田3891 | TEL 0279-75-7170 | [西部] | 草津町大字草津464-28 | TEL 0279-88-5797 |
| 施設名 | 住所 | 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あがつま相談支援センター | 東吾妻町大字矢倉581-1 | TEL 0279-76-8080 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設名 | 住所 | 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ひがしあがつま地域活動支援センター | 東吾妻町大字矢倉581-1 | TEL 0279-67-2008 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| にしあがつま地域活動支援センター | 長野原町大字与喜屋1624 | TEL 0279-82-4111 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神障害者地域活動支援センター しらかば | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [東部] | 中之条町大字五反田3891 | TEL 0279-75-7170 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [西部] | 草津町大字草津464-28 | TEL 0279-88-5797 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

児童福祉

【本庁：こども未来課 支所：六合教育G】

| 内 容 | 種 類 |
|----------------|---|
| 児童手当 | 12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には支給されません。平成22年3月分までは児童手当が支給されます。 平成22年4月からは「子ども手当」に移行し、15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に手当が支給される予定です。 |
| 児童扶養手当 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人を監護する母子家庭の母又は養育している人に手当が支給されます。 |
| 特別児童扶養手当 | 精神又は身体に障害のある「満20歳未満の児童」を監護する父母もしくは養育している人に手当が支給されます。 |
| 入学祝い支給事業 | 小学校並びに中学校に入学する児童に、入学祝いを支給することにより、児童の成長を祝い、経済的負担を軽減するとともに、健全な育成を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 ◇入学祝い品・・・小学生 1人 3,000円以内、中学生 1人 5,000円以内 |
| 子育てサークル等活動費補助金 | 町内の子育てサークル等が実施する親子の交流や育児相談、情報交換活動などの事業費の一部を助成することで地域における子育てを支援し児童福祉の向上を図ることを目的とする。子育てサークルは、会費児童1人につき年1,000円、子育て支援団体は、年50,000円を限度として活動費の2分の1以内を交付。 |

高齢者福祉

【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】

| 内 容 | 種 類 |
|------------------|--|
| 緊急通報システム | おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、身体機能上不安を抱えている方は、申請により無償で緊急通報装置の貸与が受けられます。 |
| 寝たきり老人等紙おむつ給付事業 | 在宅で寝たきりの高齢者や認知症高齢者を抱える家族に対し、介護に必要な紙おむつの購入費の一部を助成します。 |
| 高齢者軽度生活援助事業 | 在宅のひとり暮らし高齢者等の世帯に生活援助員を派遣し、調理、洗濯、掃除、買物等軽易な日常生活上の援助を行うことにより自立した生活の継続を可能にするるとともに要介護状態への進行を防止し、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助します。 |
| 自立高齢者日常生活用具貸与等事業 | 自立した生活が困難な高齢者に対し日常生活の便宜を図り、高齢者の自立と在宅生活を支援することを目的とし、必要な生活用具を貸与又は給付します。 |
| 在宅介護慰労手当支給事業 | 在宅の介護者の介護意欲を高め、良質な介護の確保と在宅介護の継続を目的に介護慰労手当を支給します。 |
| 高齢者住宅改造費助成事業 | 高齢者のいる世帯における高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援することを目的として、1世帯につき1度限りとしてバリアフリー工事に関わる住宅内の改造費を助成します。補助率は助成対象経費の6分の5とし、限度額は500,000円とします。 |
| 高齢者福祉タクシー事業 | 70歳以上のひとり暮らしまたは、高齢者のみの交通手段のない世帯に対しタクシーの基本料金を年間24回を限度に助成します。 |
| 高齢者慶祝事業 | 95歳到達及び101歳以上の者に慶祝金10,000円、96歳から99歳到達者は誕生日に生花(3,000円)を贈呈、100歳到達者については100,000円と記念品を贈呈します。 |
| 敬老祝金 | 町内に居住する高齢者に対し、敬老の意を表し、その福祉増進を図ることを目的に敬老祝金を支給します。支給年度において満85歳以上となる者 年額10,000円 |

福祉医療

【本庁：町民生活課 支所：六合町民生活G】

健康管理の向上と福祉の増進を図るため、乳幼児、義務教育就学期間にある児童、重度心身障害者・障害児、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子等が社会保険等で医療を受けた場合に自己負担をしなければならない費用を福祉医療費として支給します。

支給の方法は、基本的に受給者証を医療機関に提示し、診療や検査、投薬、入院などの医療行為で支給する「現物給付」としますが、義務教育就学期間にある児童については、保険診療分の自己負担金を医療機関で一旦支払い、役場の窓口で領収書添付のうえ申請して払い戻しを受ける「償還払い」となります。

その他福祉

【支所：六合元気なまちづくりG】

■健康管理等情報連絡施設

現在、ご利用いただいている村営のテレビ電話、ケーブルテレビ、インターネットのサービスは、当面、今までどおりの料金でご利用いただけます。

| 種別 | | 金額 | 備考 |
|--------|------------|---------|--------------------------------|
| 加入金 | ケーブルテレビ | 50,000円 | 一戸 |
| | インターネット接続 | 10,000円 | 一戸 |
| 使用料 | ケーブルテレビ | 1,000円 | 月額／一戸 |
| | インターネット接続 | 2,000円 | 月額／一戸、メールアドレス 1個、ホームページ容量 10MB |
| | メールアドレス追加 | 200円 | 月額／1個追加 |
| | ホームページ容量追加 | 500円 | 月額／10MB追加(最大40MB) |
| 引き込み工事 | | 実費 | 平成19年4月1日以降の申し込み |

◆生活環境

ごみ

【本庁：保健センター 支所：六合町民生活G】

■ごみ収集

ごみの収集区域、収集方法、分別品目及び収集回数等については当分の間、今までどおりです。

ごみは、各家庭にお配りしてある西吾妻環境衛生センター発行の「家庭ごみの出し方」のポスターのとおり、収集日の朝8時までに、ごみステーションに出すようにしてください。

■ごみ処理手数料

今までと同じごみ袋・シールを購入してごみを出してください。

【指定袋等の種類と金額】

| 種類 | 大きさ | 値段 | 種類 | 大きさ | 値段 |
|----------|--------|------------|----------|--------|-------------|
| 可燃ごみ用指定袋 | 30リットル | 10枚入り 300円 | 不燃ごみ用指定袋 | 30リットル | 10枚入り 300円 |
| | 40リットル | 10枚入り 400円 | | 40リットル | 10枚入り 400円 |
| | 60リットル | 10枚入り 600円 | 粗大ごみ用シール | | 10枚つづり 400円 |

■生ごみ処理機等補助金〈電動、手動、コンポスター、EMバケツ〉

環境にやさしいまちづくりの一環として、家庭から出る生ごみの減量と再生利用の普及を図ることを目的として、生ごみ処理機器等の購入者に対して購入費用の2分の1を補助します。なお、補助額の上限を20,000円とします。

■ごみステーション整備費補助金〈ごみ箱の購入作成修理、カラスネット〉

環境にやさしいまちづくりの一環として、ごみステーションの施設を整備する利用者組織等に対し、整備に要した費用の2分の1を補助します。なお、補助額の上限を20,000円とします。

■資源集団回収（廃品回収）奨励金〈新聞紙、雑誌類、ダンボール〉

再生利用可能なごみを集団回収し、資源の有効活用とリサイクル意識の向上を図ることを目的として、回収重量1kgに3円を乗じて算出した額の100円未満を切り捨てた額を、回収実施団体に対して奨励金として年1回交付します。なお、交付額の上限を10,000円とし、換算額が5,000円に満たない場合は5,000円とします。

し尿のくみ取り

【本庁：保健センター 支所：六合町民生活G】

平成22年3月28日以降、し尿の処理は吾妻東部衛生施設組合で行うこととなりますが、し尿のくみ取りは今までどおり各家庭で利用していた業者へ依頼してください。

上水道 【本庁：上下水道課 支所：六合建設水道G】

■水道料金

簡易水道の水道料金は、料金が上がるため、激変緩和措置として段階的に調整し、平成27年度に中之条町の料金に統一します。

■水道の届出

下記のようなときは、上下水道課又は六合支所（水道係）へお届けください。

- ・転入、転居等で水道を使用又は使用を中止するとき
- ・使用者や所有者の住所や名義が変わるとき
- ・長い間水道を使用しないで、中止したいとき
- ・水道の使用を再開したいとき
- ・今後水道を使用することがなく、廃止したいとき

合併処理浄化槽 【本庁：上下水道課 支所：六合建設水道G】

■合併処理浄化槽設置補助金

補助金額は変更になりますが、今までどおり合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付します。

人槽区分及び補助金額は右記のとおりです。

| 人槽区分 | 補助金額 |
|--------|----------|
| 5人槽 | 246,000円 |
| 6～7人槽 | 315,000円 |
| 8～10人槽 | 420,000円 |

◆消防・交通

消防団 【本庁：総務課 支所：六合総務G】

六合村消防団を中之条町消防団第5分団とし、現在の本部分団から第5分団までを再編成して、第1部から第5部とします。

| 六合村消防団 | | ⇒ | 中之条町消防団第5分団 | |
|--------|---------------------------------------|-----|---------------------------|---------------------------------------|
| 本部分団 | 全域 | | 第1部 | 大字小雨・大字生須・大字入山のうち梨木、品木、暮坂・大字赤岩のうち鍛冶屋敷 |
| 第1分団 | 大字小雨・大字生須・大字入山のうち梨木、品木、暮坂・大字赤岩のうち鍛冶屋敷 | 第2部 | 大字入山のうち和光原、根広、長平、小倉 | |
| 第2分団 | 大字入山のうち和光原、根広、長平、小倉 | 第3部 | 大字赤岩（鍛冶屋敷を除く。） | |
| 第3分団 | 大字赤岩（鍛冶屋敷を除く。） | 第4部 | 大字日影・太子 | |
| 第4分団 | 大字日影・太子 | 第5部 | 大字入山のうち花敷、引沼、世立、京塚、田代原、熊倉 | |
| 第5分団 | 大字入山のうち内花敷、引沼、世立、京塚、田代原、熊倉 | | | |

交通関係事業 【本庁：元気なまちづくり課 支所：六合元気なまちづくりG】

六合村地域公共交通バス運行事業（路線バス）、六合村過疎地有償運送事業（やまどり）については、当面、現行のとおり運行を行います。

中之条町全域の交通体系の見直しに合わせ、5年を目途に一体的な見直しを行います。

◆町内の主な施設

役場・支所

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|----------|------------|
| 中之条町役場 | 中之条町1091 | 75-2111(代) |
| 中之条町六合支所 | 小雨577-1 | 95-3111(代) |
| 中之条町教育委員会 | 中之条町1091 | 75-2111(代) |

学校関係

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--|------------|------------|
| 中之条町立中之条小学校 | 伊勢町1035 | 75-2130 |
| 中之条町立沢田小学校 | 下沢渡964-1 | 66-2718 |
| 中之条町立伊参小学校 | 五反田3534-4 | 75-3320 |
| 中之条町立名久田小学校 | 平2138 | 75-2159 |
| 中之条町立六合小学校 | 小雨599-1 | 95-3571 |
| 中之条町立中之条中学校 | 中之条町1395-1 | 75-6464 |
| 中之条町立西中学校 | 下沢渡575 | 75-1185 |
| 中之条町立六合中学校 | 生須543-1 | 95-3572 |
| 群馬県立中之条高等学校 | 中之条町1303 | 75-3455(代) |
| 中之条町立東部学校給食センター | 中之条町1395-1 | 75-2826 |
| 〔沢田幼稚園、伊参幼稚園、名久田幼稚園、沢田小学校、伊参小学校、名久田小学校、中之条中学校及び西中学校〕 | | |
| 中之条町立中之条小学校給食センター | 伊勢町1035 | 75-6079 |
| 〔中之条幼稚園及び中之条小学校〕 | | |
| 中之条町立六合学校給食センター | 小雨584 | 95-3260 |
| 〔六合こども園、六合小学校、六合中学校〕 | | |

幼稚園・保育所

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|-----------|---------|
| 中之条町立中之条幼稚園 | 伊勢町1005-1 | 75-2428 |
| 中之条町立沢田幼稚園 | 下沢渡38-2 | 75-2007 |
| 中之条町立伊参幼稚園 | 岩本3200-1 | 75-5502 |
| 中之条町立名久田幼稚園 | 赤坂219-3 | 75-3425 |
| 中之条町立中之条保育所 | 西中之条65 | 75-4603 |
| 中之条町立伊勢町保育所 | 伊勢町1344-9 | 75-3929 |
| 中之条町立中之条保育所四万分所 | 四万 甲3626 | 64-2745 |
| 中之条町立六合こども園 | 生須528-3 | 80-7221 |

公民館

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|------------|---------|
| 中央公民館 | 伊勢町1005-1 | 76-3113 |
| 中之条公民館 | 伊勢町1334-3 | 75-4188 |
| 沢田公民館 | 下沢渡38-2 | 75-4184 |
| 伊参公民館 | 五反田3534-23 | 75-4186 |
| 名久田公民館 | 赤坂164 | 75-4185 |
| 六合公民館 | 小雨577-1 | 95-3013 |

医療・福祉関連施設

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|------------|---------|
| 四万へき地診療所 | 四万国有林内 | 64-2136 |
| 六合温泉医療センター | 入山1478-5 | 95-5711 |
| 健康増進施設「バーデ六合」 | | |
| 六合診療所 | | |
| 小雨出張診療所 | 小雨606-1 | 95-3763 |
| 広池出張診療所 | 赤岩1140-3 | 95-3440 |
| 湯久保出張診療所 | 日影1256 | 95-3670 |
| 田代原出張診療所 | 入山4227-3 | 95-5264 |
| 中之条町保健センター | 中之条町1092-2 | 75-8833 |
| 六合保健センター | 赤岩195 | 95-3331 |

| | | |
|-----------------------------|-----------------------|--------------------|
| 中之条町地域包括支援センター | 中之条町1091 | 75-8835 |
| 中之条町地域包括支援センター六合 | 入山1478-5 | 95-5671 |
| 中之条町介護老人保健施設「ゆうあい荘」「六合つつじ荘」 | 上沢渡2133-4 入山1478-5 | 66-2662 95-5711 |
| 四万老人福祉センター | 四万4358-3 | 64-2132 |
| 世代間交流館ゆびきり | 近藤児童公園南 | 75-0019 |
| 中之条町社会福祉協議会 | 中之条町1091 | 75-2111 |
| 中之条町社会福祉協議会六合支所 | 赤岩195 | 95-3041 |

運動施設

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------------|------------|---------|
| 中之条町総合運動場 | 中之条町1440 | 75-4523 |
| 〔野球場、陸上競技場、総合体育館、中之条弓道場〕 | | |
| 中之条町ふれあい町民プール | 中之条町2120-1 | 75-2120 |
| 町民運動場(河川敷) | 伊勢町地内 | — |
| 〔サッカーコート、ソフトボールコート、テニスコート〕 | | |
| 名久田ふれあい広場 | 横尾320 | — |
| 名久田体育館 | 横尾320 | — |
| 伊勢町体育館 | 伊勢町1005-1 | — |
| 四万体育館 | 四万3954 | — |
| 小原崎公園テニスコート | 中之条町1373 | — |
| 間歩テニスコート | 横尾88先 | — |
| 勝負瀬運動広場 | 山田107-3先 | — |
| 四万野外スポーツ林 | 四万国有林内 | — |
| 中之条町シルクパーク | 西中之条250-1 | 75-6781 |
| 中之条町体育センター | 西中之条210 | — |
| 六合総合グラウンド | 生須528-3 | — |
| 六合体育館 | 生須543-1 | 95-3341 |
| 六合柔剣道場 | 生須543-1 | — |
| 六合弓道場 | 生須337-1 | — |
| 六合南部体育館 | 赤岩481-1 | — |
| 六合入山体育館 | 入山1573-3 | — |
| 六合ふれあい屋内町民プール | 入山1602-1 | 95-5177 |
| 小雨げんき館 | 小雨343 | — |
| 〔交流娯楽室、ゲートボール場〕 | | |
| 日影げんき館 | 日影569 | — |
| 〔交流娯楽室、ゲートボール場〕 | | |
| 六合ふれあい広場(野球場) | 生須550-2ほか | — |
| 〔広場、管理棟、夜間照明、駐車場、トイレ〕 | | |

観光関連施設

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---|-----------|---------|
| 中之条町歴史民俗資料館 | 中之条町947-1 | 75-1922 |
| 中之条町芸術の森 | 岩本1-1 | 75-6032 |
| ふれあいの丘陶芸館 | 折田2309外 | 75-6922 |
| 木工館 | | 75-6911 |
| 〔親水公園、遊具広場〕 | | |
| 道の駅「霊山たけやま」たけやま館 | 五反田222-1 | 75-7280 |
| そば処たけやま | | 75-7021 |
| 伊参スタジオ公園 | 五反田地内 | 75-7220 |
| 〔公園広場、資料展示施設、宿泊施設〕 | | |
| 奥四万湖畔公園 | 四万日向見地内 | |
| 四万こしきの湯 | 四万4400-27 | 64-2810 |
| 〔日向見公園広場、四万川ダム資料館、稲包せせらぎ公園、赤沢やすらぎ広場、桐の広場〕 | | |
| 四万 清流の湯 | 四万3830-1 | 64-2610 |

| | | |
|--|--------------------------------|--|
| 四万温泉協会 | 四万4379 | 64-2321 |
| 道の駅「六合」 応徳温泉 くつろぎの湯 六合の郷 しらすな 観光物産センター 特産品直売所 くにつこハウス | 小雨21-1 小雨22 小雨29 小雨29 | 95-3241 95-3342 95-3219 95-3656 |
| 応徳温泉 宿 花まめ | 小雨21-1 | 95-3650 |
| 野反湖キャンプ場 | 入山野反湖畔 | 090-5201-4782 |
| 野反湖富士見峠休憩舎 | 入山野反湖畔 | 090-3877-1429 |
| 野反湖展望台兼案内所 | 入山野反湖畔 | 080-5065-4612 |
| コミュニティ施設 赤岩の里 | 赤岩225 | 95-3008 |
| 六合赤岩温泉 長英の隠れ湯 | 赤岩195 | 95-3335 |
| 暮坂峠休憩舎 | 入山国有林内 | 95-3403 |
| 暮坂高原 花楽の里 | 入山4046-2 | 80-7123 |
| ふるさと活性化センター | 入山2694 | 95-5383 |
| 尻焼温泉 ねどふみの里 | 入山644 | 95-5324 |
| 六合民話の家 | 入山643 | — |
| 田代原ザゼンソウ公園 | 入山4227-3 | — |

| | | |
|--|--|---|
| 東部消防署中之条分署 | 伊勢町564-1 | 75-4119 |
| 六合特産品づくり施設 | 入山1899-18 | — |
| 中之条町商工会 | 中之条町664-1 | 75-2200 |
| あがつま農業協同組合 伊参支店 中之条支店 名久田支店 沢田支店 六合支店 | 五反田3534-3 伊勢町970 赤坂164 下沢渡18 小雨577-1 | 75-3321 75-3077 75-3751 75-2305 95-3311 |
| かみつけ信用組合 中之条支店 四万温泉支店 | 伊勢町甲858-1 四万4237-7 | 75-3003 64-2241 |
| 北群馬信用金庫中之条支店 | 中之条町978 | 75-3381 |
| 群馬銀行中之条支店 | 中之条町935 | 75-3311 |
| 中央労働金庫中之条支店 | 西中之条231-2 | 75-2231 |
| 東和銀行中之条支店 | 伊勢町985 | 75-2250 |
| 中之条郵便局 | 中之条2075-3 | 75-4019 |
| 沢渡郵便局 | 上沢渡2328 | 66-2200 |
| 四万郵便局 | 四万4237-39 | 64-2100 |
| 中之条名久田郵便局 | 赤坂207-1 | 75-4018 |
| 入山郵便局 | 入山1530 | 95-5001 |
| 六合郵便局 | 小雨671-1 | 95-3912 |

町営住宅

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|-----------|------|
| 小川団地(24戸) | 中之条町743外 | — |
| 第二小川団地(42戸) | 折田74-1 | — |
| 西中之条団地(8戸) | 西中之条653-2 | — |
| 永田原団地(24戸) | 西中之条192 | — |
| 中之条団地(8戸) | 中之条町19-2 | — |
| 折田団地(6戸) | 折田797-1 | — |
| 12区団地(2戸) | 伊勢町1026-3 | — |
| 赤岩団地(10戸) | 赤岩327外 | — |
| 小雨団地(2戸) | 小雨352-2 | — |
| 生須団地(12戸) | 生須360-1外 | — |
| 小倉団地(2戸) | 入山170 | — |
| 引沼団地(8戸) | 入山1983外 | — |
| 平沢団地(6戸) | 日影752-1 | — |
| 世立団地(3戸) | 入山2891 | — |
| 小雨ハイツ(5戸) | 小雨410-1 | — |

その他

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------------|------------|---------|
| 中之条町結婚の森 | 四万1815-1 | — |
| 中之条町共同霊園 | 小原崎1392-2 | — |
| 中之条町山村開発センター (中之条町役場内) | 中之条町1091 | 75-2111 |
| 中之条町自動車教習所 | 伊勢町1571 | 75-2570 |
| なかのじょう聖苑 | 西中之条1501-1 | 75-7632 |
| ツインプラザ | 伊勢町1005-1 | 76-3111 |
| 吾妻郡図書館 | 伊勢町1005-1 | 76-3115 |
| 吾妻郡文化会館 | 西中之条135 | 75-5174 |
| 吾妻広域町村圏振興整備組合 | 西中之条135 | 75-4700 |
| 吾妻東部衛生センター | 中之条町316 | 75-2099 |

